

## 陸上自衛隊患者統計規則

昭和 31 年 4 月 9 日  
陸上自衛隊達第 92—2 号

改正 昭和 31 年 10 月 15 日達第 30—6—1 号 昭和 33 年 3 月 10 日達第 30—6—2 号  
昭和 35 年 1 月 27 日達第 30—6—3 号 昭和 36 年 2 月 20 日達第 30—6—4 号  
昭和 40 年 2 月 23 日達第 122—54 号 昭和 41 年 3 月 29 日達第 30—6—5 号  
昭和 43 年 12 月 5 日達第 92—2—1 号 昭和 51 年 3 月 1 日達第 92—2—2 号  
昭和 52 年 9 月 22 日達第 92—2—3 号 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号  
昭和 53 年 9 月 20 日達第 92—2—4 号 昭和 54 年 2 月 2 日達第 92—2—5 号  
昭和 55 年 12 月 24 日達第 92—2—6 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号  
昭和 63 年 4 月 8 日達第 122—126 号 平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号  
平成 7 年 3 月 22 日達第 92—2—7 号 平成 12 年 3 月 28 日達第 92—2—8 号  
平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号 平成 20 年 7 月 23 日達第 122—228 号  
平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号 平成 23 年 4 月 1 日達第 32—19 号  
平成 24 年 3 月 21 日達第 92—2—9 号 平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号  
令和元年 6 月 27 日達 122—303 号

陸上自衛隊患者統計規則を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

陸上自衛隊患者統計規則

(患者統計の目的)

**第 1 条** 陸上自衛隊における患者統計は、陸上自衛隊における患者の実態及び医療の状況を明確に把握し、かつ、患者に関する統計の体系を整備して健康管理の企画及び運営に必要な基礎資料を得て衛生業務の向上増進に寄与することを目的とする。

(統計調査表の種類等)

**第 2 条** 患者統計調査表は、就業患者月報、無効患者個票及び死亡個票の 3 種とする。

2 死亡個票の様式は別紙のとおりとする。

3 就業患者月報及び無効患者個票に記載すべき患者は、陸上自衛官で傷病にかかった者とする。

4 死亡個票に記載すべき者は、死亡した陸上自衛官及び事務官等とする。

(報告)

**第 3 条** 方面総監は、当該方面区に所在する部隊等（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び市ヶ谷駐屯地に所在する部隊等を除く。）に係るその月の死亡個票を翌月 25 日までに陸上幕僚長に提出しなければならない。（衛定第 1）

2 自衛隊体育学校長、自衛隊中央病院長及び中央業務支援隊長は、その月の死亡個票を翌月 25 日までに陸上幕僚長に提出しなければならない。（衛定第 1 号）

- 3 就業患者月報及び無効患者個票の報告要領等については別に定める。  
(報告の保存期間等)

**第4条** 死亡個票の保存期間は、1年とする。

附 則

この規則は、昭和31年4月9日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則 (昭和31年10月15日陸上自衛隊達第3—6—1号)

この達は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則 (昭和33年3月10日陸上自衛隊達第30—6—2号)

この達は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 (昭和35年1月27日陸上自衛隊達第30—6—3号)

この達は、昭和35年1月27日から施行し、昭和35年1月14日から適用する。

附 則 (昭和36年2月20日陸上自衛隊達第30—6—4号)

この達は、昭和36年4月1日から施行し、昭和36年4月分の報告から適用する。

附 則 (昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122—54号)

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月29日陸上自衛隊達第30—6—5号)

- 1 この達は、昭和41年4月1日から施行する。

- 2 現行定型用紙は、所要の修正を行ない使用する。

附 則 (昭和43年12月5日陸上自衛隊達第92—2—1号)

この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月1日陸上自衛隊達第92—2—2号)

この達は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年9月22日陸上自衛隊達第92—2—3号)

この達は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (昭和52年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和53年9月20日陸上自衛隊達第92—2—4号)

この達は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和54年2月2日陸上自衛隊達第92—2—5号)

- 1 この達は、昭和54年4月1日から施行する。

- 2 現行の定型用紙は、所要の修正を行い使用することができる。

附 則 (昭和55年12月24日陸上自衛隊達第92—2—6号)

この達は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 7 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 92—2—7 号）

- 1 この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 7 年度の患者統計の作成から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 92—2—8 号）

この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）

この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号抄）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日陸上自衛隊達第 92—2—9 号）

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月分の報告から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

死 亡 個 票  
令和 年 月 分  
(衛定第1号)

方 面	方 面	駐屯地	駐屯地	
(1) 死亡者氏名	職 種		年 齢	歳
	階 級		性 別	男・女
(2) 部 隊 等 名				
(3) 死亡の年月日時分	令和 年 月 日 時 分			
(4) 死 亡 地				
(5) 死亡の場所の種別及び施設名	1 部内病院 2 部外病院 3 診療所 4 医務室 5 自宅 6 その他 (1・2・3の施設名)			
(6) 死亡の原因	I	ア 直接死因		発病(発症)又は受傷から死亡までの期間
		イ (ア)の原因		
		ウ (イ)の原因		
		エ (ウ)の原因		
	II	直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等		
解剖	1 無 2 有 [主要所見]			
(7) 死亡の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死(2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺死 5 煙、火災及び火炎による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他)その他及び不詳の外因死(9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因) 12 不詳の死			
(8) 外因死の追加事項	傷害発生の年月日時分	令和 年 月 日 時 分		
	手段及び状況			
	傷害発生の場所等	都道 市区 府県 町村	1 勤務中 2 勤務中でないとき	
	具体的な場所			
(9) 公非等の別	1 公務 2 非公務 3 その他	医師名		
備 考				

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 (3)、(4)、(6)、(7)、(8)は死亡診断書(死体検案書)から転記する。  
 2 (6)のI欄は、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で記入する。また、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は記入しない。  
 3 (9)の医師名は、死亡診断書(死体検案書)を作成した医師名を記入する。